

被保険者各位

東洋電機健康保険組合

## 健康保険証の経過措置期間の終了について

現行のカード型の健康保険証は 2025 年 12 月 2 日から利用できなくなり、以降は「マイナ保険証」に完全移行することになります。

当健康保険組合では、2024 年 11 月 29 日付けで、健康保険証についての取扱いを通知しましたが、「マイナ保険証」への登録が 70% に近づいてきたため、登録の加速化、および「資格確認書」発行の減少が見込まれるため、カード型 5 年としていたものを、はがき型 3 年に変更して、下記のように取扱いますので、よろしくお願ひいたします。

（「マイナ保険証」：マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたものです。）

記

### （1）経過措置期間に利用していたものの取扱い

利用していた保険証等の種類

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 「健康保険証」（現行） | 利用できなくなります。適切な廃棄をお願いします。<br>(返納は不要です。また途中で「マイナ保険証」の利用に変えても返納は不要です。ただし資格喪失をした場合は返納して下さい。)                                   |
| ② 「資格確認書」     | 経過措置期間に発行したものは、2025 年 12 月 1 日までの有効期限としていますので、利用できなくなります。有効期限後は適切な廃棄をお願いします。<br>(途中で「マイナ保険証」の利用に変えた場合や、資格喪失をした場合は返納して下さい。) |

### （2）2025 年 12 月 2 日以降の取扱い

利用する保険証等の種類

- |            |   |
|------------|---|
| ① 「マイナ保険証」 | 原則はこの保険証を利用することになります。<br>(2025 年 9 月からマイナンバーカードをスマホに搭載することができるようになり、順次利用できる医療機関等も増えていく見込みです。) |
| ② 「資格確認書」  | 「マイナ保険証」の利用登録をしていない方には、経過措置期間終了前までに「資格確認書」の一斉交付を行います。   |

※ 「資格情報のお知らせ」（2024 年 10 月初旬に各戸に郵送したもの）

健康保険証の内容をプリントしたもので、新たに資格取得をされた方全員にも発行しています。「マイナ保険証」の通信トラブルの場合は、マイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。

◎マイナンバーカードの利用が困難な要配慮者、マイナンバーカードの紛失・更新、新生児等の場合は別途申請により「資格確認書」を発行します。

### （3）「資格確認書」の仕様等

- ① 有効期限 3 年のはがき型（紙）

2028 年 11 月 30 日までの有効期限として、全てはがき型（紙）で発行します。  
(短期間利用として有効期限の短いものも発行します。)

◎「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」を利用する場合には、今までどおり申請が必要となります。

#### (4) 「マイナ保険証」の簡単な利用登録

医療機関等を受診する際や薬局の窓口にマイナンバーカードを持参すれば、受付に設置してある顔認証付きカードリーダーで、簡単に健康保険証の利用登録をすることができます。また、事前に利用登録する場合は、セブン銀行ATMやお住まいの市町村の窓口等からも登録が可能です。

#### 「マイナ保険証」利用登録についての関連ホームページ

顔認証付きカードリーダー

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000843602.pdf>

セブン銀行 ATM

<https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html>

以上